



九月議会が
21日 閉会しました

9月議会には、条例改正案や補正予算案とともに一般会計と特別会計の29年度決算認定など21の議案と、「義務教育費の国庫負担の堅持及び拡充を求める（一部略）」請願

と意見書案が提出されました。

日本共産党議員団は、19の議案と請願・意見書に賛成し、29年度一般会計決算と介護保険特別会計決算認定の2つに反対しました。

有料化の影響がくっきり お風呂の利用者が激減

29年から施設使用料の有料化と値上げが行われました。その中で最も顕著に有料化の影響が明らかになったのは、福祉センターや布袋ふれあい会館のお風呂の利用です。

今までの無料から100円になった結果、福祉センターでは、28年度の約25000人の利用から17000人と8000人も利用控えとなり、布袋ふれあい会館でも約4割の利用者減となっています。

お風呂に入り、仲間と談笑することを楽しみに通っていた方も、有料化に伴って通う回数を減らしている厳しい現実が見えてきます。

せめて回数券など割引制度を導入すべきではないでしょうか。



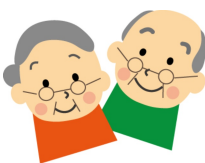
布袋地域に 巨額の財政投入続く

29年度で、布袋駅周辺鉄道高架事業に6億6084万円、交通結節点整備事業に4億785万円、布袋本町通線整備事業に5億928万円などの財政投入。事業完了を迎えた布袋本町通線は、総額10億1668万円余に上ったことが明らかになりました（この事業費には区画整理事業で整備した部分の費用は含まれていません）。さらに鉄道高架事業は、31年度末で犬山方面行きも完成する予定がさらに遅れ、事業費も当初の総額189億円を超えるのではないかと見込まれています。さらに布袋駅東地区の開発など巨額の財政投入は続きます。

一方 9月議会に提案された補正予算では、地元要望に基づく生活道路の整備予算が1億円追加されましたが、2億5000万円にとどまっています。

これでよいのか 介護保険の「要支援者」への支援 —介護保険特別会計決算から—

29年度から、介護保険法の改定によって、新制度がスタート。要支援認定者への介護保険はずしが問題となり、江南市でも「介護予防・生活支援総合事業」が実施されました。



介護予防給付として専門職により実施されてきた、要支援認定者のヘルパー派遣とデイサービスを、緩和した基準によるサービスAとして利用することになりました。

その結果、要支援認定者1110人のうち従来型の支援が受けられているのは、ヘルパー派遣 217人 デイサービス 463人のみで、基準を緩和したA型では、ヘルパー派遣80人 デイサービスが 112人となっています。今後は、A型が増えていくこととなります。

さらに「住民主体によるサービスB」に移行

することも計画の中には盛り込まれています。

現在B型によるヘルパー派遣では、NPOなど4団体が登録し、家事援助やごみ出し、草取りなどの支援に当たっていますが、何人が利用しているかの把握はできていない状況です。

B型のデイサービスに登録したのは 団体のみで、しかも毎日のラジオ体操がデイサービスの事業というものです。住民を主体とした支援には限界があることは明らかです。

「要支援」の段階で、しっかりとケアや支援を行って重症化を防いでいくことが大切で、そのためには専門職によるケアが必要です。「従来型」を基本とする支援をしっかりと求めていきたいと思えます。



また給食サービスも「総合支援事業」に移行し、基本チェックリストを受けなければならなくなりましたが、そこでふり落とされることがないように、希望する人にはきちんと配食するよう求めました